

㊦(以下「甲」という)と賃借人(以下「乙」という)は、次の条件により、短期賃貸借契約を締結することとします。

第1条(使用目的・入居者)

- 1 甲は、表記の物件を住居の目的で乙に賃貸し、乙はこの物件に住居登録等はないこととします
- 2 入居者は、申込書記載の者に限りませんが甲が特に認めた場合は部屋別に決められた人数まで入居することが出来ます

第2条(賃料等)

- 1 賃料、管理費等は頭書の通りとし、一ヶ月に満たない期間の場合全額前払いとします。一ヶ月を超える場合毎月の定額支払い分を毎月末日までに翌月分を甲の口座に前払い方式にて振り込むものとします。 振込手数料は乙の負担とします。
- 2 甲は振込で受領した毎月の賃料等の領収書は発行しないこととします
- 3 日割り計算はしないこととします。

第3条(清掃料等)

- 1 乙は本契約締結と同時に清掃料として、頭書の金額を支払うものとします。この金額は乙の退去時の室内清掃料、標準設置のリネン代、入居期間中の火災保険料(入居者携行品補償含む)等に充当し、返金されません。

第4条(契約期間、延長)

- 1 契約期間は、頭書の通りとします。
- 2 契約期間を乙が延長したい場合は乙は契約期間満了の日の14日前までに延長申込書を甲に提出することとします。

第5条(解約)

- 1 解約日は、鍵の返却日をその当日とし、乙は甲に対して期間満了日の14日前までに確定することとします。
- 2 鍵の返却は翌日の17時までに甲に返却することとします。
- 3 解約日が確定した場合は次のお客様の予約を優先いたします。
- 4 解約日が確定しない場合もしくは期間満了日の14日前までに乙が甲に連絡をした場合は、契約書通りの日時で解約とし次のお客様の予約を優先します。

第6条(違約金等)

- 1 入居日より遡って7日以内のキャンセルはキャンセル料として税別10,000円申し受けます。
- 2 契約期間より前に退去した場合でも受領した賃料の返却は致しません。

第7条(駐車場)

- 1 駐車場として利用出来るのは、建物前面のスペースのみです。区割りはしてありませんので譲り合いの上、常識の範囲内でご利用ください。
- 2 車の乗り入れは1部屋につき1台とします。
- 3 乙は駐車場における駐車場所、車両、積載物等の管理を行い個々の車両保険にて対処し、甲はそれらの損害の一切の責任を負わないものとします。
- 4 天災や人災、その他一切を原因とする車両の損害は個々の自動車保険にて対処し、甲はそれらの損害の一切の責を負わないものとします。

第8条(設置備品)

- 1 設置備品は部屋に設置してある現状の備品とさせていただきます、入居期間中消耗品類の補充は致しません。
- 2 衛生品等の設置はしてありません。
- 3 備品は退去時に持ち帰ることは出来ません。

第9条(共用部の利用)

- 1 本物件は戸建て平家のシェアハウスになります。共用部分は、以下、キッチン、脱衣場、浴室、トイレ、洗面台、ランドリースペース、玄関、管理室前ウッドデッキの通り。
- 2 共用備品として冷蔵庫、電子レンジ、トースター、IHコンロ、附属鍋類等。
(共用部の利用は決められた時間を遵守すること、例外は認めない。)
- 3 共用部の利用は入居者同士が自覚をもって不快にならないように利用することに努める事とします。

第10条(退去時の清算)

- 1 乙の故意による過失により設備備品室内の造作設備を既存・汚損した場合は乙は全額を実費負担とします。
- 2 退去の際は管理入立ち会いのもと、退室チェックを行い了承を得てから鍵の返却を持って退去することとする。

第11条(反社会的勢力ではないことの確約)

- 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約します。
- 1 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - 2 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - 3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
 - 4 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第12条(管轄裁判所)

この契約に基づき、万一、訴訟等が生じたときは、この物件の所在地の裁判所を第一審の裁判所とすることについて、甲、乙、及び連帯保証人は合意しました。

第13条(その他)

- 1 お部屋に設置してある「インフォメーション」の諸注意を遵守してください。
- 2 連帯保証人はこの契約に基づき乙の甲に対する一切の責務について乙と連帯して履行の責を負うものとします。
- 3 部屋の鍵を紛失した場合、防犯上の観点からシリンダー交換になりますので全額実費精算となります。
- 4 当物件への進入道路は河川道路になります。離合困難な場所もあるため充分注意して通行してください。甲は、通行による事件・事故等につきましては一切責任を負いません。
- 5 下記、「短期賃貸物件に関するプライバシーポリシー」に乙は同意いたしました。